改正後	改正前
（通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産）	（通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産）
第十九条　信用基金が行う農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。	**第十九条**　信用基金が行う農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産は、土地及び建物とする。
（通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）	（通則法第四十八条の主務省令で定める重要な財産の処分等の認可の申請）
第二十条　信用基金は、農業保険関係業務又は漁業災害補償関係業務に関して通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。	**第二十条**　信用基金は、農業災害補償関係業務又は漁業災害補償関係業務に関して通則法第四十八条の規定により重要な財産を譲渡し、又は担保に供すること（以下「処分等」という。）について認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　農業保険関係業務又は漁業災害補償関係業務の運営上支障がない旨及びその理由	四　農業災害補償関係業務又は漁業災害補償関係業務の運営上支障がない旨及びその理由

（農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　農林水産省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
別表第一（第三条関係）	別表第一（第三条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）　第五十二条第一項及び第五十三条第一項	農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）　第三十九条第一項及び第四十条第一項
（略）　（略）	（略）　（略）
別表第二（第五条関係）	別表第二（第五条関係）
（略）　（略）	（略）　（略）
農業保険法　第三十五条第一項及び第二項	農業災害補償法　第二十九条第一項及び第二項

改正後	改正前
（略）　（略）	（略）　（略）
（削る）　（削る）		
（略）　（略）		
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令　第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで	
農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）　第二十二条	

別表第三（第八条関係）

（略）　（略）	
農業保険法　第五十二条第二項及び第五十三条第二項	
（略）　（略）	

別表第四（第十条関係）

（略）　（略）	
農業保険法　第五十三条第一項及び第三項	
（略）　（略）	

（略）　（略）	
農業災害補償法施行規則（昭和二十二年農林省令第九十五号）　第九条	
（略）　（略）	
動物用再生医療等製品の製造販売後の調査及び試験の実施の基準に関する省令　第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項第一号から第三号まで	
（新設）　（新設）	

別表第三（第八条関係）

（略）　（略）	
農業災害補償法　第三十九条第二項及び第四十条第二項	
（略）　（略）	

別表第四（第十条関係）

（略）　（略）	
農業災害補償法　第四十条第一項及び第三項	
（略）　（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

（作物統計調査規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第三条の規定による改正後の作物統計調査規則第三条第五項の規定は、平成三十一年産の農作物及び果実に係る共済減収調査から適用し、平成三十年産の農作物及び果実に係る共済減収調査については、なお従前の例による。